

○京都府自治会館管理組合職員の再任用に関する条例

(平成14年 7 月10日 条例第 3 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の 4 第 1 項、同条第 2 項及び第 3 項（法第28条の 5 第 2 項及び第28条の 6 第 3 項において準用する場合を含む。）並びに地方公務員法等の一部を改正する法律（平成11年法律第107号）附則第 5 条及び第 6 条の規定に基づき、職員の再任用（法第28条の 4 第 1 項、第28条の 5 第 1 項又は第28条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用することをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年退職者に準ずるもの)

第 2 条 法第28条の 4 第 1 項に規定する定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮して法第28条の 2 第 1 項の規定により退職した者又は法第28条の 3 の規定により勤務した後退職した者に準じて再任用を行うことができるものは、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 25年以上勤続して退職した者であつて当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にあるもの
- (2) 前号に該当する者として再任用をされたことがある者（前号に掲げる者を除く。）

(任期の更新)

第 3 条 再任用の任期の更新は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。

- 2 管理者は、再任用の任期の更新を行う場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(任期の末日)

第4条 再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、その者が年齢65年に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の末日に関する特例)

第2条 次の表の左欄に掲げる期間における第4条の規定の適用については、同条中「65年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

施行日から平成16年3月31日まで	61年
平成16年4月1日から平成19年3月31日まで	62年
平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	63年
平成22年4月1日から平成25年3月31日まで	64年

(京都府自治会館管理組合職員の定年等に関する条例の一部改正)

第3条 京都府自治会館管理組合職員の定年等に関する条例（平成8年京都府自治会館管理組合条例第18号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略